

太子町議会手話通訳及び要約筆記実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚障害者及び音声、言語障害者等(以下「聴覚障害者等」という。)に対する手話通訳及び要約筆記(以下「手話通訳等」という。)の実施に関し必要な事項を定め、聴覚障害者等に開かれた議会を実現することを目的とする。

(手話通訳等の実施)

第2条 手話通訳等は、次に掲げる場合に実施するものとする。

- (1) 公開されている本会議又は委員会で、聴覚障害者等から傍聴の希望があったとき。
- (2) 議会の活動において、手話通訳等の実施を議長が必要と認めたとき。

(申込手続)

第3条 前条第1号の傍聴希望者は、原則として傍聴希望日の10日前までに、手話通訳・要約筆記申込書に必要事項を記入し、議長に提出しなければならない。

2 前項の申込後、やむを得ない理由により申込内容を変更し、又は取り消す場合は、速やかに議長に届け出るものとする。

(手話通訳者及び要約筆記者の配置)

第4条 議長は、前条第1項の規定による申込書を受理したときは、手話通訳等に必要な人員を議場又は傍聴席に配置するものとする。ただし、やむを得ない理由により配置ができないときは、速やかにその旨を申込者に通知するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、議長が別に定める。